

川西町  
第10次高齢者福祉計画  
第9期介護保険事業計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

概要版



長生きを喜び、  
ともに楽しめるまち、川西

令和6（2024）年3月  
川西町

# 計画の基本的な考え方

## 計画の趣旨

わが国では、全国的な高齢化が進んでおり、平成12（2000）年の高齢者人口は約2,200万人でしたが、令和2（2020）年には3,603万人と大幅に増加しています。

本町の高齢者人口は令和元年をピークに減少に転じていますが、総人口も減少していることから、高齢化は進んでおり、令和5（2023）年の高齢化率は35.8%、令和17（2035）年には39.7%、令和22（2040）年には43.5%になる推計となっています（各年9月末）。

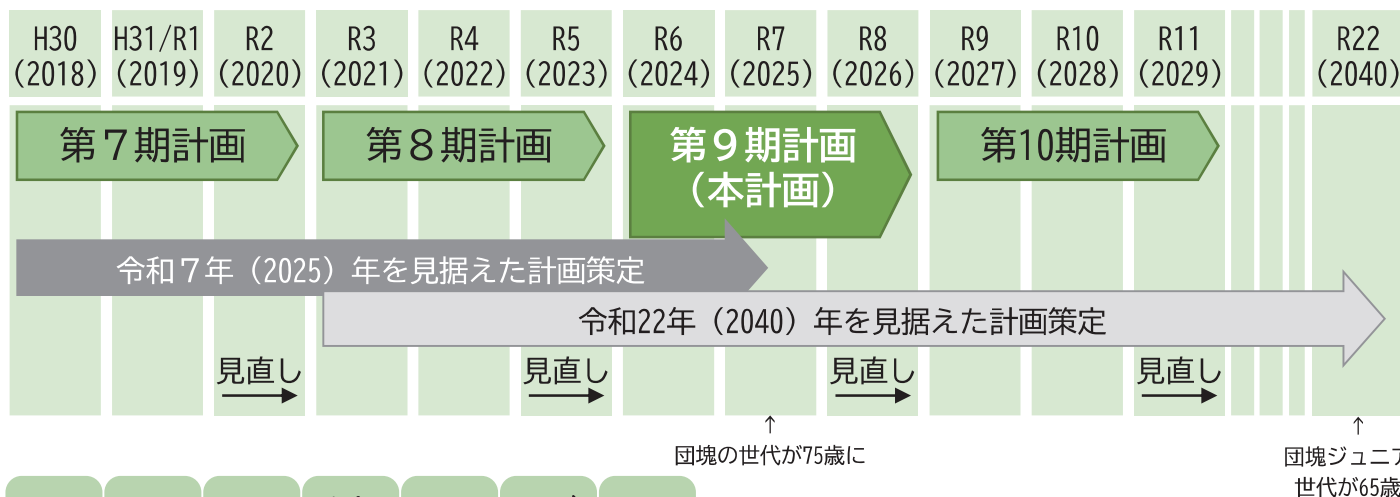
このような状況の中、第6期（平成27（2015）年度～平成29（2017）年度）計画策定時より、介護保険事業計画を「地域包括ケア計画」として位置づけ、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指してきました。

今後、高齢化のさらなる進展に加え、現役世代の急速な減少が見込まれています。そのため、介護サービスの基盤整備や介護人材の確保、介護離職の防止につながる支援の充実が課題となっています。

『川西町第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画』は、前回の第8期計画の取組をさらに進め、地域における高齢者支援を目的とする「地域包括ケアシステム」の仕組みを活用し、多様な主体がともに地域を創る「地域共生社会」の実現へとつながるよう、高齢者人口や介護サービスなどのニーズを中長期的に見据えつつ、今後3年間の高齢者福祉や介護保険事業についての指針として策定するものです。

## 計画の期間

本計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を対象とし、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、中長期的な施策の展開を図ります。



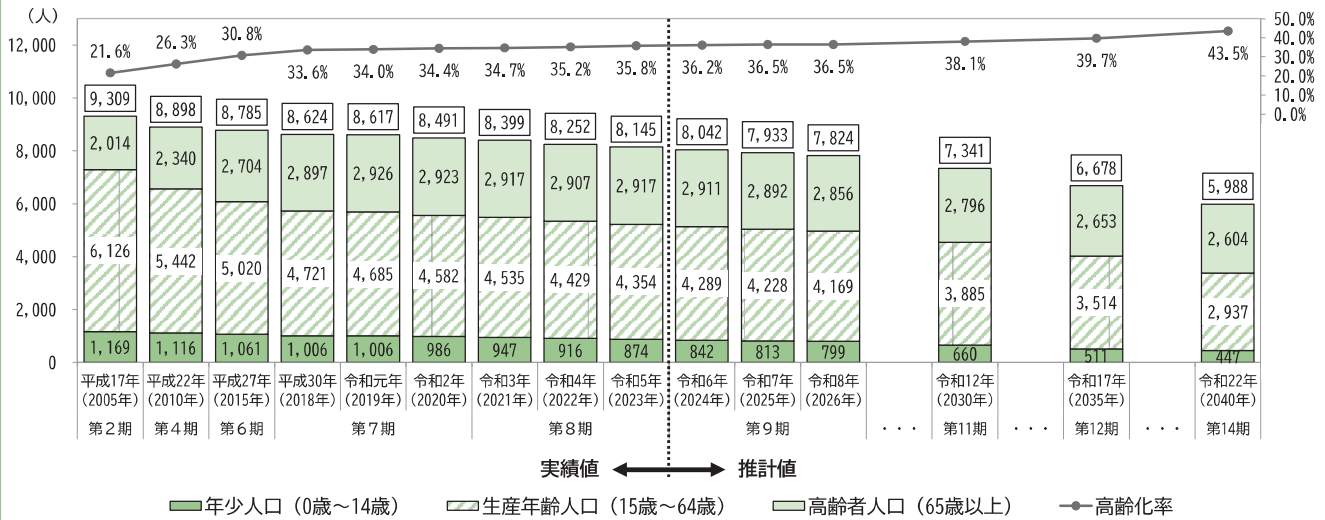
## 計画の位置づけ

本計画は、高齢者福祉に関する施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

また川西町のまちづくりの指針となる「川西町総合計画」を最上位計画に位置づけ、福祉分野における上位計画である「川西町地域福祉計画」やその他福祉関連計画との整合性を図り策定しました。

# 本町の高齢者を取り巻く現状と課題

## 人口と高齢化率



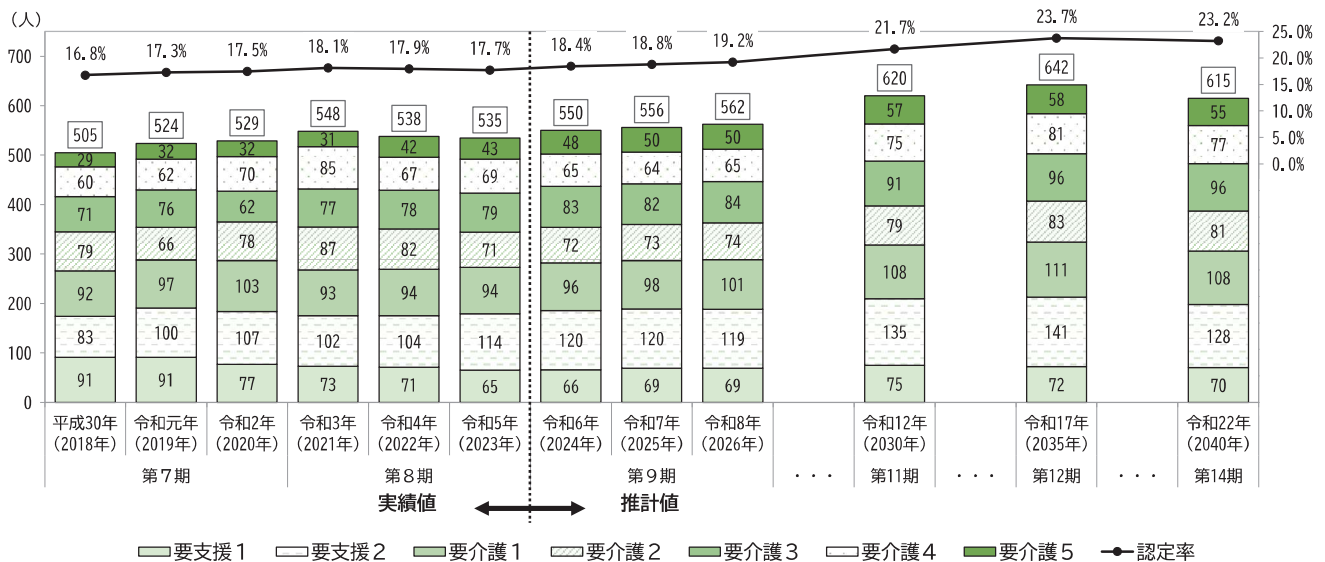
※資料：住民基本台帳 各年9月末日現在 (※令和6年以降は推計値)

### 川西町人口と高齢化率の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、令和5（2023）年の8,145人から、本計画期間の最終年度となる令和8（2026）年には7,824人となる見込みです。

一方、高齢化率は上昇傾向にあり、令和5（2023）年の35.8%から令和8（2026）年には36.5%となり、今後も上昇していくことが予測されています。

## 要支援・要介護認定者数



※資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）各年9月末日現在

### 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年の535人から、令和8（2026）年には562人となる見込みです。

認定率についても上昇傾向にあり、令和5（2023）年の17.7%から、令和8（2026）年には19.2%となり、令和17（2035）年までは上昇していくことが予測されています。

# 基本理念と施策体系

## 基本理念

### 長生きを喜び、ともに楽しめるまち、川西

長生きを喜び、ともに楽しめるまち、川西

基本方針	基本方針の概要
介護予防と 生きがいづくり・ 社会参加の推進	地域全体に広がる自立支援や介護予防の普及啓発、通いの場の充実、地域住民による生活支援やリハビリテーション専門職との連携など、地域の状況に応じた取り組みを進めていきます。また、高齢者が社会的な役割を果たし、生きがいを感じてもらうために、積極的な社会参加を促進していきます。
地域包括 ケアシステムの 強化・充実	「地域包括ケアシステム」の深化・推進のために、地域の実情に合わせた医療・介護の連携体制整備、日常生活支援体制整備等が包括的に提供され、高齢者の健康と自立を支えることができる町を目指します。
高齢者の尊厳を 守るための 取り組み	認知症の人が尊重された環境で自分らしく生活できるよう、認知症の早期発見・対応を進めます。「認知症バリアフリー」の取り組みを通じて、認知症の人やその家族も重視し、見守りや支援を推進します。 また、多様化・複雑化する高齢者のニーズに対応していくために、さらなる権利擁護や虐待防止の取り組みを進めていきます。
安心して 生活できる 環境の整備	高齢者見守り体制の構築など、高齢者にとって暮らしやすい環境整備を進めます。また、関係機関と連携し、高齢者の家族介護者に対する支援にも取り組み、当事者だけでなくその家族にとっても安心して暮らすことのできる環境の構築を進めていきます。
安定的な 介護保険事業の 実施	介護保険サービスの充実を図り、高齢者の生活支援や、介護予防・重度化防止に取り組みます。高齢者の状態像に依らず、できるだけ自立した日常生活を送ることができるよう、総合事業をはじめとした地域支援事業の充実を図っていきます。 また、サービス給付の適正化や質の向上など、円滑な介護保険事業の実施を目指します。



川西町総合計画において、本町のあるべき姿として定めている将来像を目指すため、本計画では「長生きを喜び、ともに楽しめるまち、川西」を基本理念として掲げ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた施策を展開していきます。

施策の方向性	施策の概要
1-1 介護予防・生活支援サービス事業 1-2 一般介護予防事業 1-3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 1-4 高齢者の生きがいづくりの充実 1-5 ボランティア活動への支援	介護予防サービスや事業の展開、さらに住民主体のサロン活動等を支援し、フレイル対策やハイリスクアプローチを推進します。また、健康な高齢者の発掘等、人材確保策の検討に加え、社会参加促進生きがいづくりのために事業実施を支援していきます。
2-1 地域包括支援センターの運営 2-2 生活支援サービスの体制整備 2-3 医療と介護の連携強化	地域包括支援センターを中心に、高齢者や家族への総合的な相談支援を促進します。また総合相談やケアマネジメントが円滑に行われるよう、各拠点の機能強化や、効果的な会議実施に取り組み、医療と介護の双方向からの支援により、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう支援します。
3-1 認知症予防への推進と認知症への理解を深めるための普及啓発 3-2 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制づくり 3-3 権利擁護の推進 3-4 高齢者虐待の防止	“認知症の方にやさしい町”を目指して認知症予防や早期診断・早期対応についての啓発、相談会の実施に努めます。また、認知症や身寄りのない高齢者等に対して成年後見制度の利用促進や虐待防止等、権利擁護に努めます。
4-1 高齢者福祉の充実 4-2 住まいや移動を支える取り組み 4-3 災害や感染症対策に係る体制整備	家族介護者への支援として、介護用品（紙おむつ）の支給や、介護者の交流会の周知等に努めます。外出支援や地域の見守り体制や感染症対策の強化に加え、災害時に避難支援や安否確認等を必要とする人の把握や支援体制整備に努めます。
5-1 居宅サービス 5-2 地域密着型サービス 5-3 施設サービス 5-4 介護サービスの質の向上	各種介護保険サービスについて、自立支援・重度化防止の視点から3年間の事業費を推計し、「居宅サービス」「地域密着型サービス」「施設サービス」の3分類ごとに詳細を記載しています。また適切なサービスが地域住民に行き届くよう、介護給付適正化を図ります。

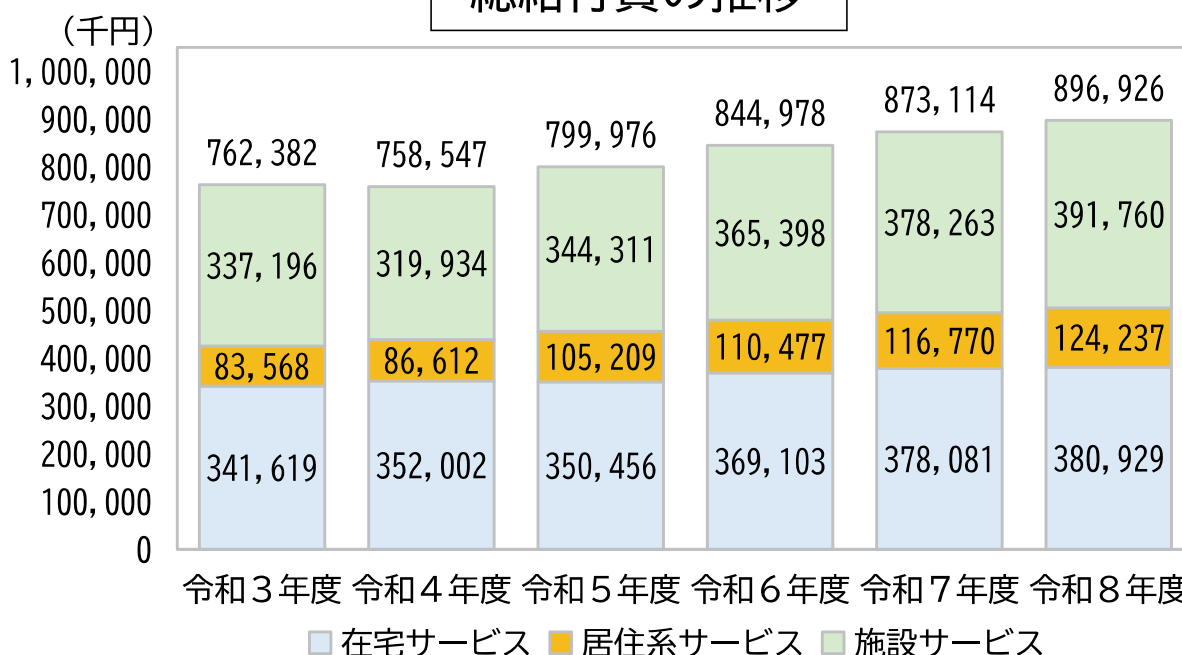
# 介護保険給付費の見込み

## 介護保険サービスの総給付費の推移

第1号被保険者数の将来推計及び要支援・要介護認定者数の将来推計を基礎として、介護保険施設等の整備計画及び各サービスの利用状況等を考慮して、介護保険サービスの給付費を推計しました。

第9期計画期間の3年間における介護保険サービスの総給付費は約26.2億円となる見込みです。

### 総給付費の推移



### ◆ 標準給付見込み額と地域支援事業費の推計

単位：千円／年

	第9期計画			第9期 (3年間) 合計
	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
標準給付費【A】	889,321	918,015	942,321	2,749,657
総給付費	844,978	873,114	896,926	2,615,018
特定入所者介護サービス費等給付額	19,020	19,257	19,470	57,746
高額介護サービス費等給付費	21,546	21,818	22,059	65,423
高額医療合算介護サービス費等給付費	2,818	2,849	2,881	8,548
算定対象審査支払手数料	959	976	985	2,920
地域支援事業費【B】	72,667	74,101	74,577	221,345
介護予防・日常生活支援総合事業費	49,148	50,252	50,272	149,671
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営） 及び任意事業費	13,777	13,797	14,153	41,727
包括的支援事業（社会保障充実分）	9,742	10,052	10,152	29,947
合計【A】+【B】	961,989	992,115	1,016,897	2,971,002

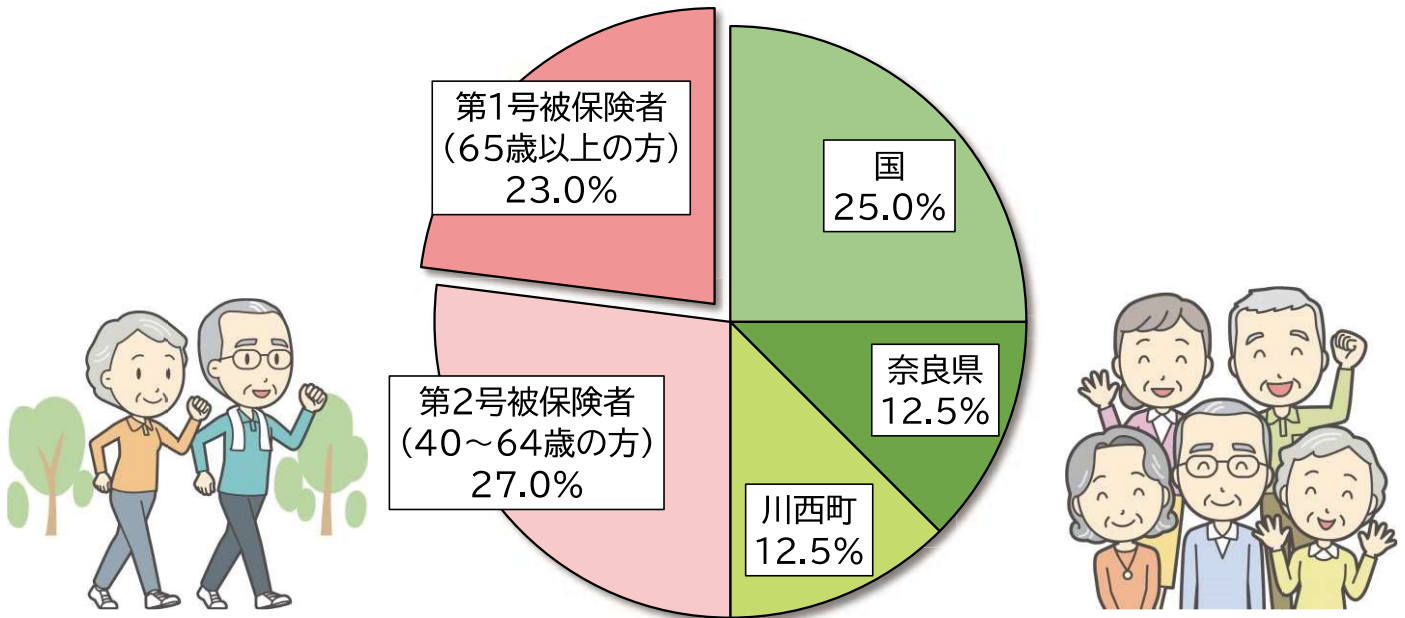
※小数点以下の四捨五入のため、合計が一致しない箇所があります。

# 第9期計画期間における介護保険料の計算

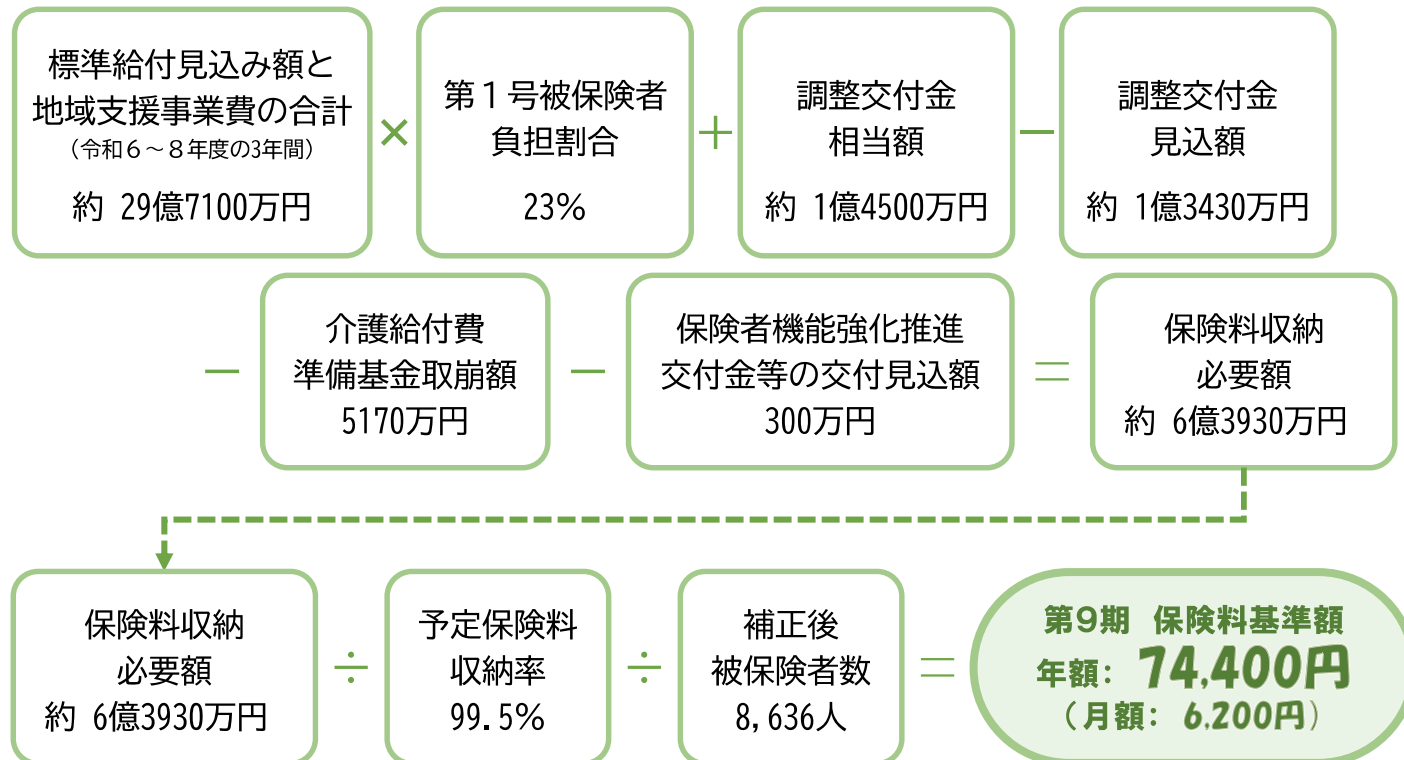
## 介護保険事業の財源について

介護保険の給付費は、半分を公費（国・県・町）で負担し、残りを第1号被保険者（65歳以上の方）、第2号被保険者（40～64歳の方）の保険料で負担する仕組みです。

保険料の負担割合は、第9期計画期間においては、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となります。



### ◆ 第9期計画期間の第1号被保険者保険料基準額の算出方法



※端数処理のため、計算が一致しない箇所があります。

介護給付費準備基金を5170万円取崩すことで、保険料基準額（月額）を6,702円から502円引き下げています。

# 第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別保険料

第9期計画期間中（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）の各保険料段階における年間の保険料は以下の通りです。

段階	要件（前年の所得と課税の状況）	保険料率	年間保険料※2
第1段階	生活保護受給者 世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者又は合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	×0.455 (×0.285※1)	21,200 円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	×0.685 (×0.485※1)	36,000 円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	×0.690 (×0.685※1)	50,900 円
第4段階	同一世帯に町民税課税者のいる方で、本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	×0.90	66,900 円
第5段階	同一世帯に町民税課税者のいる方で、本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	×1.00 【基準額】	74,400 円
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	×1.20	89,200 円
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	×1.30	96,700 円
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	×1.50	111,600 円
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	×1.70	126,400 円
第10段階	本人が町民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	×1.90	141,300 円
第11段階	本人が町民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	×2.10	156,200 円
第12段階	本人が町民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	×2.30	171,100 円
第13段階	本人が町民税課税で合計所得金額が720万円以上の方	×2.40	178,500 円

※1：低所得者の軽減強化として、第1段階から第3段階は別枠の公費による負担軽減が実施されています

※2：各段階の年間保険料については、100円未満を切り捨て

編集・発行：川西町長寿介護課

住所：〒636-0202 奈良県磯城郡川西町結崎28番地の1

TEL：0745-44-2635 FAX：0745-44-4780

発行年月：令和6（2024）年3月